

山本久左衛門殿

高山勘兵衛殿

武部四郎兵衛殿

前田對馬
奥村河内

右は泉村領百姓地、惣與力屋敷爲御用、十村押野村太兵衛井村肝煎善右衛門罷出、相見を以、戊の四月十二日請取申候。替歩之儀共、跡々之通銀請を以、地子肝煎方より爲相渡可申候。爲其如此候。以上。

寛文十年十一月十四日

御普請會所

右寛文五年三月の達し有之より、昵近の諸士と同様、與力

士の人々も直に邸地を賜はる事と成りたり。さて同七年三

月廿日の達書に、與力共今年より三ヶ年之内に、小立野井

泉兩所へ可引越。とありて、此の時其の邸地をば小立野と

泉との兩所に定めらる。泉は即ち今云ふ石坂與力町の地を

いへり。菅家見聞集には、寛文七年三月廿日、惣與力今年

より三ヶ年の内に、不殘小立野井泉兩所に被定置與力屋

敷之所に、勝手次第爲引越可申旨重而被仰渡。とあり。

さて右の如く達し有之に付き、泉の與力屋敷地は泉村の村

地を引揚げ屋敷地となし、それへ賜はりたりとぞ。寛文

十年十一月普請會所より算用場への覺書に、

覺

一、四百五步

泉村領畠所

一、四千二百三步四尺五寸

泉村領

二十一石一升八合七勺

壹歩に付五合二勺宛

一、六千六百二十八步二尺七寸

同村領

三拾四石四斗六升七合九勺

壹歩に付五合二勺宛

メ 五拾五石四斗八升六合六勺

米 高

御用高

百一石八斗三升三合

御用高千三百四百四拾石

内 一石九斗五合

元文四年礎場所替

引高減而

千三百三拾八石九升五合

御收納高

右泉村肝煎役之者附渡書札中に有之也。此の外與力士の來歴、及び寄親附與力・組付與力・本組與力・遠所附與力、その外加領與力等の名目の事は、既に小立野與力町の條に載す。

○吹屋場

俗に野町吹屋と呼べり。石坂與力町の裏田圃中にありて、泉村の地内なり。舊傳に云ふ。往昔は千日町の地にありしを、後此に移轉すと。又鑄物師村山四郎兵衛居宅、最前は野町五丁目において、鍼輪場を今之地に置きたりしかど、其の後野町の居宅を賣却し、泉の鍼輪場へ移住し、于今居住す。故に今に至り、野町吹屋と呼べるも、そのさき野町居住の頃の遺稱なりといへり。其の地所は泉村の地内を請込み、于今郡地なりけり。

○鑄物師傳

世々村山四郎兵衛と呼べり。元祖四郎兵衛は、能登國風至郡中居村鑄物師新左衛門の子孫にて、正徳四年十一月上京、鑄物師の免許を請け、夫れより于今至り十代、子孫繁榮し、榮連綿して職業を相續す。中居鑄物師は、河内國鑄物師の

商孫なり。能登中居鑄物師由來書に云ふ。神代石凝姥命、鐵の眞金を初て鑄造し給ふより、(銅)鐵物の業大に開け、神孫鍋子麻呂、應神天皇の御代に河内國丹南郡狹山郷日置の庄内に居住し、世々鑄物の職業を營みけるに、近衛天皇の御代仁平年中に御牒を頂戴し、治承年中兵亂を避け、狹山郷日置の庄内より能登國風至郡中居浦に落り下り、此浦に居止り、鑄物を開業し、六條天皇仁安二年正月、順德天皇建暦三年十一月、後堀河天皇貞應元年五月、四條天皇天福元年十一月御牒頂戴。此外寶治以後御代々綸旨并女房奉書などをも頂戴し、河内能登の兩鑄物師は、其職道の鼻祖也。殊に鍋は河内を最上とし、釜は能登を佳品とす。故に古來能登釜・河内鍋とて世に賞美しけり。依て其職道の祖神を祀れる社をも、河内國には鍋宮大明神と稱し、能登國には釜中大明神と崇めけり。又此中居村をば中居南村・中居北村と稱し、郷名をも南北の郷と唱へたり。河内國の郡名を丹南・丹北と稱しける祖先の本郷の地名を存したるものなりと云ふ。能登路記に云ふ。中居鑄物師は、往古河内國丹南郡より來り、次第に子孫繁榮し、既に受領せし鑄物師百五